

日本保険学会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館 11 階)

公益財団法人 損害保険事業総合研究所 内

E-mail : gakkai@sonposoken.or.jp <http://www.js-is.org>

TEL (03) 3255-5511 FAX (03) 3255-1449

平成 29 年 2 月 22 日

「科学研究費助成事業の審査システム改革について」に関する当学会見解

日本保険学会
理事長 福田 弥夫

文部科学省は、科研費の平成 30 年度助成（平成 29 年 9 月公募予定）に係わる審査から、新しい審査システムに移行することを目指し、審査区分、審査方式の見直しを行ってきた。その審査の過程において、日本学術振興会がとりまとめた改革案「科研費助成事業審査システム改革 2018」につき、平成 28 年 4 月～5 月の 1 ヶ月間、パブリックコメントを受け付けた。

公表された改革案を確認したところ、小区分「民事法学関連分野（05060）」、「経済」「金融およびファイナンス関連（07060）」および「商学関連分野（07090）」のすべてにおいて、「保険」というキーワード（新制度では、「内容の例」と称する）が削除されているものであった。

当学会としては、これはキーワード「保険」に関心がある研究者および実務家にとって看過できない大きな問題をはらんでいると判断し、同年 5 月 20 日に、これら 3 分野において、「保険」ないし「保険論」というキーワードは存続させるべきであるという意見書を文科省宛送付し、また学会のホームページにおいても公表した。

文科省の検討結果は、「科学研究費助成事業「審査区分表」の決定について」（平成 28 年 12 月 22 日）および「科学研究費助成事業審査システム改革について」（平成 29 年 1 月 17 日）という 2 つの文書によって公表された。

これによれば、小区分「金融およびファイナンス関連（07060）」の「内容の例」に「保険論」を追加することを認めるものの、「民事法学関連分野（05060）」および「商学関連分野（07090）」の 2 分野での「保険法」ないし「保険論」の復活は認められなかった。

参考：科研費改革の動向

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1362786.htm

なお、文科省発行の「パブリックコメントで寄せられた意見の概要と回答」には、以下のよう記されている(当学会として要望した項目に限定して記載)。

17. 「民事法学関連」「金融およびファイナンス関連」「商学関連」「保険法」「保険論」「保険」「リスクマネジメント」に関して

日 本 保 険 学 会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館 11 階)

公益財団法人 損害保険事業総合研究所 内

E-mail : gakkai@sonposoken.or.jp <http://www.js-is.org>

TEL (03) 3255-5511 FAX (03) 3255-1449

<意見の概要>

・小区分 05060「民法法学関連」、小区分 07060「金融およびファイナンス関連」、小区分 07090「商学関連」のキーワードに「保険」および「保険論」を。

回答：意見を踏まえて一部を修正する

小区分 07060「金融およびファイナンス関連」の内容の例に「保険論」を追加することとします。

説明：審査区分は内容の例に「、など」と記載している通り、それらに縛られることなくより広がりのある自由度を有しています。

「保険リスク理論」、「保険リスクマネジメント」、「保険」、「保険論」を関連する小区分に追加をとの意見につきましては、小区分 07060「金融およびファイナンス関連」の内容の例に追加することによって、当該区分をよりわかりやすく広がりのある領域として示すことができると認められます。

他の関連の小区分を含めそれ以外の指摘のあった内容の例の追加については、前述の内容の例の追加以上の必要性は認められません。

平成 22 年に施行された保険法は、明治 32 年以来、110 年もの長きにわたって商法典の中に含まれていた保険契約に関する規定を「保険法」として独立させたものであり、これは現代経済社会における保険取引の重要性がますます高まったためであるといえる。また、現代社会のリスクは拡大すると同時にグローバル化しており、諸外国の保険法との比較研究はますます重要になってきている。このような状況下で、「保険法」というキーワードが「商法」に統合されることにより、保険法の社会的・経済的な重要性が商法という大きな森の中に埋没してしまう可能性が高く、今後、保険法研究者による研究費へ申請の応募の妨げ、研究水準の後退へとつながるのではないかと危惧されるどころである。

また、取引に伴うリスクを社会的に処理する仕組みである商学において、会社制度、金融、保険、商業、物流といった商学の主要領域は全体として有機的に関連しているという再評価が、近年行われている。そのような観点からは、「商学一般」というキーワードだけでは、その例示が不十分であり、より多くの研究者がより適切な区分で応募できるように、「保険論」や「物流論」なども引き続き例示に加えるべきであった。

以上のとおり、当学会としては、「経済学」「法学」「商学」の 3 分野において「保険(論)」というキーワードを存続させるべきとの主張を行ったにもかかわらず、「**経済学**」分野しか存続できなかったという残念な結果に終わった。

ただし、文科省は、「新審査区分は内容の例に『など』と記載している通り、それらに縛られることなくより広がりのある自由度を有している」と説明している。今後も、保険法、保険学にかかわる研究や実践が促進されるよう、先生方が積極的にこの分野で科研費の申請を継続されることを強くお願いしたい。

当学会の問題意識に答えて、積極的にパブリックコメントを提出して、研究分野としての「保険学」の重要性を訴えていただいた先生方および関連業界の皆様には深くお礼申し上げます。

以 上

日本保険学会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館 11 階)

公益財団法人 損害保険事業総合研究所 内

E-mail : gakkai@sonposoken.or.jp <http://www.js-is.org>

TEL (03) 3255-5511 FAX (03) 3255-1449

参考

日本保険学会パブリックコメント (抜粋) (平成 28 年 5 月 20 日)

審査区分表・小区分についての意見

I. はじめに

今回の「審査分類表」(案)は、中区分 5「法学およびその関連分野」における 小区分「民事法学関連分野 (05060)」、および中区分 7「経済学、経営学およびその関連分野」における小区分「金融およびファイナンス関連 (07060)」と「商学関連分野 (07090)」において、「保険」というキーワードが削除されており、キーワード「保険」に関心がある研究者および実務家にとって看過できない大きな問題をはらんでいると言わざるを得ません。

以下の理由により、各小区分 (05060、07060、07090) において、「保険」あるいは「保険論」というキーワードを明示すべきであると考えます。

II. キーワード「保険」の社会科学における重要性

第一に研究対象としての保険制度と保険会社の社会的重要性の高まりが挙げられます。あらゆる経済活動にはリスクが付随しますが、緊急の対応が必要とされる首都直下地震をはじめとする巨大自然災害のリスクや 長寿リスクといった新たな課題への取り組みに対する社会的関心も急速に高まりつつあります。

こうしたなか、近年、金融・資本市場を活用してこのようなリスクに対処する研究もなされていますが、東日本大震災の事例のように、伝統的な保険契約や保険制度がその有用性を発揮することが立証されています(後述)。したがって、社会の安定的成長を支える保険制度や 純粋リスクとそれに対する取り組みについての継続的研究は不可欠です。

今後も自動車の自動運転をはじめとする新たな技術が開発され続け、企業等が技術向上に安定的に取り組む上で、リスク管理の観点から保険は不可欠な仕組みであり、このような新たなリスクに対処できる商品の検討やリスク処理手法を進化させ続けることが時代の要請であります。これを実現するためには、保険研究の裾野を内外にさらに広げていく必要があることから、「保険」というキーワードは明示し続けていくべきです。

第二に、グローバルな視点からは、American Risk and Insurance Association (米国リスク・保険学会；ARIA)や European Group of Risk and Insurance Economists (欧州リスク・保険経済学学会；EGRIE)といった、保険に関連する国際学会等は長い歴史のもと、広く活動しております。

また、「Journal of Risk and Insurance」(ARIA 機関誌)や「Insurance: Mathematics and Economic」(Elsevier)、「Journal of Risk and Uncertainty」(Springer)、「Geneva Risk and Insurance Review」(EGRIE 機関誌)をはじめ、journal citation (インパクトファクター)の対象となる保険学の国際的学術誌は充実しています。

他方、欧米のみならず、今後さらに国際的に重要視され、かつ高い成長が期待されるアジアやアフリカの国々においても、長期産業資金の重要な調達手段としての「保険」の重要性はますます高まっています。また、それに伴い、「保険」関連の研究者数も急増しています。それゆえ、世界有数の保険大国である日本の研究がこうした国々に与える影響は無視できないと思われます。

このように「保険」というキーワードは国際的な共通言語であり、この分野の研究成果が世界中で発表され、活発な議論が展開されています。とりわけ、成長著しいアジアを展望した時にこの動きはさらに重

日本保険学会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館 11 階)

公益財団法人 損害保険事業総合研究所 内

E-mail : gakkai@sonposoken.or.jp <http://www.js-is.org>

TEL (03) 3255-5511 FAX (03) 3255-1449

要となります。これらの事実からも「保険」が社会科学における重要なキーワードの一つであると言えます。

第三に、産官学連携のハブとして「保険」というキーワードが持つ意味です。

山積する現代的課題への解決策の実践と理論的研究の両方の意味において、自然科学分野と同様に、今後ますます、社会科学分野における産官学連携は不可欠になると考えられます。その意味において、「保険」というキーワードのもと 研究する研究者や団体・政府機関・企業が、産官学の枠や個別の利害を超えて活発な議論を展開する場の裾野を育成することには大きな意義があると思われます。

例えば、1973 年に世界各国の有力な保険会社によって設立されたシンクタンクである Geneva Association (ジュネーブ協会：本部スイス) は、高齢社会における保険の役割や途上国におけるマイクロ保険の問題など、各種の重要な社会的課題について議論する場 (学術雑誌の刊行や個別論点ごとの会議など) を提供しています。同協会は、最近では東日本大震災を契機に、仙台市において自然災害リスクと保険に関する国際シンポジウムを 2013 年と 2015 年の 2 回にわたり、成功裡に開催いたしました。

また、1997 年に設立された Asia Pacific Risk and Insurance Association (アジア太平洋リスク保険学会：本部シンガポール) は、その設立理念の一つが「産官学の連携」であり、アジアを中心とした環太平洋地域はもちろん、欧州等を含めて、「保険」等に関する産官学連携、共同研究の要となる場所が展開されており、多くの有益な社会的成果を生み出し続けております。

わが国でも、明治以来、保険業界が発展するなかで、日本保険学会は、研究者、個別保険会社、業界団体による産学連携はもちろん、監督当局を含めたハブとなって活動を展開してきました。

しかしながら、社会科学の各分野 (法律関連、経済・経営関連、商学関連) から「保険」というキーワードが明示されなくなると、特に若い研究者の中には、不幸にしてそのテーマの重要性に気付くことなく、社会的に意義のある研究機会を逸してしまう懸念が生じます。

III. 小区分ごとの「保険」の位置づけ

III-1. 民法学関連 (05060)

現代社会における保険制度は、個人はもちろん、企業や各種団体のリスクを管理するための制度として欠くことのできない制度であり、保険契約を規律する保険法と保険事業を規律する保険業法は、国民経済と直結する極めて重要な役割を果たしています。

平成 22 年に施行された保険法は、明治 32 年以来、110 年もの長きにわたって商法典の中に含まれていた保険契約に関する規定を「保険法」として独立させたものですが、その理由として、現代経済社会における保険取引の重要性がますます高まったことが挙げられます。また、現代社会のリスクは拡大すると同時にグローバル化しており、諸外国の保険法との比較研究はますます重要になります。

ところが、新改革案で示されている民法学(3606)のキーワードには、これまで独立のキーワードとされていた「保険法」が見当たらず、同様にこれまで独立のキーワードとされてきた「会社法・企業組織法」、「金融法」そして「証券法」も見当たりません。これは、この領域のキーワードをすべて「商法」に統合する方向性が示されたものと思われます。

しかしながら、商法領域は極めて広範であり、「会社法・企業組織法」、「金融法」、「証券法」そして「保険法」の各領域は、経済社会の発展に対応したきめの細かい教育と先端的な研究の必要性により、「商法」という大きな枠組みから分離してきたものであり、これまで重要な研究成果が生み出されて参りました。

日本保険学会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館 11 階)

公益財団法人 損害保険事業総合研究所 内

E-mail : gakkai@sonposoken.or.jp <http://www.js-is.org>

TEL (03) 3255-5511 FAX (03) 3255-1449

そのような中で「商法」へのキーワードの統合を行いますと、保険法のみならず、会社法や金融法、さらには証券法などの研究の果たす社会的経済的な重要性が商法という大きな森の中に埋没してしまう可能性が高く、同時に各領域の研究者による研究費へ申請の応募の妨げ、研究水準の後退へとつながるのではないかと危惧いたします。

したがって、「会社法・企業組織法」、「金融法」、「証券法」そして「保険法」のキーワードは現行のまま維持すべきです。

III-2. 金融およびファイナンス関連 (07060)

経済学 (金融・ファイナンス関連) 分野においては、「保険」というキーワードは、国際的に明確な位置づけがなされています。例えば、アメリカ経済学会 (AEA) が規定する JEL Classification Codes によれば、「G Financial Economics」の細目区分において、「G22 Insurance, Insurance Companies; Actuarial Studies」が明確に設けられています。具体的なキーワードとしては、Actuary, Annuities, Automobile Insurance, Disability Insurance, Financial Intermediaries, Health Insurance, Portability, Risk Assessment などが明示されています。

さらに、前述の米国リスク・保険学会 (ARIA) は、AEA やアメリカファイナンス学会 と同様に、「経済学、経営学およびその関連分野」における世界最大級の研究大会である Allied Social Sciences Association (ASSA) を構成しており、このことから、「保険」というキーワードの重要性を確認することができます。

また、「保険」を対象とした研究の多くは、不確実性や情報の経済学、法と経済学、不完備契約の理論など、経済学の新潮流を基盤としており、かつ保険業が情報の取引を行う事業であることから、「ミクロ経済学の応用分野」「ファイナンスの応用分野」として位置づけることができます。これらは、社会科学系においてイノベーションが最も活発な領域であり、このような最先端の研究領域を埋没させることは、技術立国日本の大方針に、明らかに逆行することになります。

このように、「保険」というキーワードを明示することは、近年多発する巨大自然災害や長寿リスクといった新たな課題への取り組みのみならず、「金融およびファイナンス関連」分野の研究の裾野を広げ、日本がこの分野で国際的にも優位に立つという意味においても、極めて重要です。

したがって、「保険論」のキーワードを現行のまま維持する、あるいは「保険」というキーワードを明示する、そのいずれかが望ましいと考えます。

III-3. 商学関連 (07090)

取引そのものに焦点を当てた総合的市場科学としての商学の広範な研究領域を体現する上で「保険論」は不可欠なキーワードであると考えられます。近年狭義に「マーケティング論」や「流通論」を指して「商学」が使われることもありますが、新改革案で例示されたキーワードのうち、マーケティング論、消費者行動論、流通論はまさにこの見解を反映したものと解されます。

しかしながら、商学は、取引に伴うリスクを社会的に処理する仕組みであり、会社制度、金融、保険、商業、物流といった商学の主要領域は全体として有機的に関連しているという再評価が、近年広がっています。

そのような観点からは、「商学一般」というキーワードだけでは、その例示が不十分であり、より多くの研究者がより適切な区分で応募できるよう、「保険論」や「物流論」なども例示に加えるのが妥当であると思われま